

逗子市手数料条例の一部改正（案）

新旧対照表

逗子市手数料条例 別表第2 新旧対照表 (案)

部	項	現 行	改 正 案
2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査1件	ア、イ (省略) ウ 準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に係る審査 <u>530,000円</u> エ 特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>830,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,010,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	ア、イ (省略) ウ 準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に係る審査 <u>570,000円</u> エ 特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>880,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,070,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

		<u>1,120,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,420,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,660,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,880,000円</u> (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,100,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,290,000円</u> オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲 げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金 額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,130,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タン	<u>1,200,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,520,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,780,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,070,000円</u> (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,340,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,490,000円</u> オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲 げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金 額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タン
--	--	---	---

		ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,340,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,500,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,830,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,140,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,350,000円</u> (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,570,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,770,000円</u> カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申	ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000円 (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u> カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申
--	--	--	---

		申に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,750,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,250,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 10,700,000円	申に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,930,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,470,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,900,000円</u>
6 法第11条の2第1項及び令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査に関する事務	(1) 法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査1件につき	ア、イ (省略) ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>540,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>700,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上	ア、イ (省略) ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>420,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>560,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>730,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上

		100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>920,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,040,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,600,000円</u> (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,820,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,030,000円</u> エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>490,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>630,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>990,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,090,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,660,000円</u> (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,900,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,120,000円</u> エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>530,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>680,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,030,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
--	--	--	--

		<u>1,310,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,320,000円</u> (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,060,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,650,000円</u> オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所 <u>9,100,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上 の屋外タンク貯蔵所 <u>17,000,000円</u>	<u>1,410,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,780,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,430,000円</u> (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,190,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,800,000円</u> オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所 <u>9,320,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上 の屋外タンク貯蔵所 <u>17,300,000円</u>
--	--	--	--

7 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査1件につき	ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア） 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000円</u> （イ） 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u> （ウ） 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>720,000円</u> （エ） 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u> （オ） 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,210,000円</u> （カ） 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,950,000円</u> （キ） 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,620,000円</u>	ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア） 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000円</u> （イ） 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>460,000円</u> （ウ） 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>750,000円</u> （エ） 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,020,000円</u> （オ） 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,300,000円</u> （カ） 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,150,000円</u> （キ） 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,870,000円</u>
---	--	--	--

		(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,170,000円</u> イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,660,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,190,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,790,000円</u>	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,460,000円</u> イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,690,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,230,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,830,000円</u>
--	--	--	--

附 則 この条例は、公布の日から施行する。